様式第12号(第9条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

 様

土佐清水市長

戒　　告　　書

　あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有(管理)する下記特定空家等の 　　　　を行うよう命じました。

この命令を 　年 　月 　日までに履行しないときは，空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき，下記の特定空家等の

を執行いたしますので，行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

　なお，代執行に要するすべての費用は，行政代執行法第5条の規定に基づき，あなたから徴収します。また，代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても，その責任は負わないことを申し添えます。

記

1　対象となる特定空家等

2　所在地

3　構　造

4　規　模

5　所有者(管理者)の住所及び氏名

(教示)

1　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に土佐清水市長に対して審査請求をすることができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは，この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に，土佐清水市を被告として(訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。)，提起することができます。ただし，この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても，この処分の日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。